



(案)

(仮称)「千葉県立図書館の今後の在り方」

～つなげよう千葉の叡智－情報拠点としての図書館～

平成23年 月

千葉県教育委員会

目 次

第1章 千葉県立図書館基本構想の見直し

第1節 基本構想見直しの経緯 1

- 1 4館構想の始まり 1
- 2 基本構想の策定 1
- 3 基本構想の見直し 2

第2節 地域分担から全体の機能強化へ 2

第2章 千葉県の図書館をめぐる状況

第1節 図書館をとりまく社会状況の変化 3

第2節 現状と課題 3

1 県内図書館 3

- (1) 県民の読書環境に関する自治体格差 3
- (2) 書庫狭隘化による膨大な資料廃棄 3
- (3) 散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化 4
- (4) 専門的職員の研修と育成 4

2 県立図書館 4

- (1) 資料収集分担の明確化 4
- (2) 市町村立図書館、学校図書館への支援強化 5
- (3) インターネット活用による非来館型サービスの充実 5
- (4) 図書館利用に障害のある県民に対する支援 5
- (5) 県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化 5
- (6) 県立図書館の司書の確保と育成 6
- (7) 利用促進のための広報活動の充実 6
- (8) 中央図書館の耐震化・老朽化、書庫狭隘化、
カウンターの分散 6

第3章 これからの千葉県立図書館

第1節 基本理念 7

第2節 県立図書館の役割と機能 9

1 市町村立図書館充実のための支援強化 9

- (1) 県内図書館ネットワークの中核的機能の強化 10
- (2) 市町村立図書館への運営支援 10
- (3) 新しい図書館サービス実施のための
職員研修プログラムの開発・実施 10
- (4) 図書館未設置市町村への支援 11
- (5) 市町村立図書館で収集し難い資料の収集、提供、保存 11

2 県民の役に立つ資料・情報提供サービスの普及 12

- (1) 県民の課題解決に対する支援 12
- (2) 障害者サービス等 12
- (3) 政策立案のための行政関係への支援 13

3 未来を担う子どもたちの読書活動の推進 14

- (1) 子どもの読書活動推進のセンター館機能の強化 14
- (2) 学校図書館との連携・支援 15

4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承 16

- (1) 千葉県関係資料の網羅的収集、提供、保存 16
- (2) 関係機関と連携した地域デジタル情報の収集・発信 17

5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進 18

- (1) ITを活用したハイブリッド図書館 18
- (2) 新しいサービスやサービス評価方法等の調査・研究開発 19

第3節 今後の図書館経営・施設整備の方向性 20

1 地域分担から機能強化へ 20

2 中央図書館の施設整備 21

- (1) 施設改修 21
- (2) 館内整備 22
- (3) 書庫 22

3 必要に応じた見直し 22

第1章 千葉県立図書館基本構想の見直し

第1節 基本構想見直しの経緯

「いつでも、どこでも、だれでも」利用できるという公立図書館の基本理念を実現するために、県立図書館は、県民に身近な市町村立図書館が行うサービスを様々な形で支援し、県内全体の図書館サービスの向上を図っています。

現在の県立図書館の在り方を示した基本構想は平成6年に策定されており、この間、県立図書館の果たすべき役割は、市町村立図書館の整備状況や社会の変化に対応して変わってきました。

基本構想見直しまでの経緯は次のとおりです。

1 4館構想の始まり

昭和52年、県立中央図書館協議会から、県全域に図書館サービスの浸透を図るため、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するとともに、相互協力(資料の図書館間貸出)に不可欠な図書館協力車の巡回を開始することが答申^{*1}として出されました。当時、本県では、市町村立図書館の整備が進んでおらず、県立図書館を各地域に設置することにより、交通機関を利用して1時間程度で県立図書館が利用できるようになるとの提言でした。

2館目の県立図書館である西部図書館は、昭和62年松戸市に設置されました。

2 基本構想の策定

平成2年、県社会教育委員会議の答申^{*2}で新県立中央図書館(仮称)と県立地域図書館の整備等が提言されました。平成6年、この答申を受けて、基本構想^{*3}が策定され、図書館ネットワークを推進し、地域の実情に応じた市町村立図書館等^{*4}への支援やサービスを行うため、新中央図書館の整備計画や東部地域への県立図書館の設置が構想されました。

また、県立図書館が地域図書館ネットワークを整備し、市町村立図書館等の支援を図るとともに、資料・情報センターをはじめとする県立図書館の様々な機能の充実、電算システムの構築といった高度情報化社会への対応が課題とされました。

この基本構想に基づき、平成10年旭市に東部図書館が開館しました。

*1 『県立中央図書館運営の基本方針について 答申』

(千葉県立中央図書館協議会 昭和52年6月24日)

*2 『生涯学習社会における県立図書館の整備について 答申』

(千葉県社会教育委員会議 平成2年9月19日)

*3 『千葉県立図書館基本構想』(千葉県教育委員会 平成6年3月)

*4 市町村立図書館及び図書館未設置市町村における公民館図書室等の読書施設

3 基本構想の見直し

市町村立図書館の整備が進むとともに、図書館数、蔵書数等が大幅に増加しました。一方、県立図書館では、平成13年4月から、図書館協力車の巡回頻度を全市町村週1回とし、県民は県立図書館に直接来館しなくても、身近な市町村立図書館等を通じて必要な資料を取り寄せて利用できるようになり、図書館ネットワークは確立しました。電算システムについては、同年、ホームページを公開し、自宅や勤務先からインターネットを通じての蔵書検索が可能になり、平成19年2月からは、調査相談の質問が電子メールでもできるようになりました。

また、平成19年の県図書館協議会の答申^{*5}では、非来館型サービスの充実や市町村立図書館への援助強化、運営体制の見直しが提言されました。平成21年には、県生涯学習審議会から「今後の千葉県における図書館の方向性について(意見)」として、県立図書館の役割や機能の強化・分担等の意見を頂きました。^{*6}

県教育委員会では、これらの答申や意見を踏まえ、県立図書館が果たすべき役割や機能を明確にし、これからの時代にふさわしい県立図書館の在り方を再構築するため、基本構想を見直すことにしました。

第2節 地域分担から全体の機能強化へ

市町村立図書館の整備、蔵書の充実と、県立図書館のサービス、蔵書の充実とが車の両輪となり、県立図書館が市町村立図書館支援に重点を置くことにより、県民がどこに住んでいても必要な資料が提供されるようになりました。相互協力冊数は全国でも高いレベルとなっています。しかし、県内の市町村立図書館の状況を見ると、蔵書数、サービス水準も高く、全国的に見ても充実したサービスを行う図書館がある一方、県内市町村の3割に当たる自治体には図書館が設置されておらず、それぞれの求めに応じた適切な支援が必要です。

また、県内の道路網や交通機関の整備が進み、インターネットをはじめとする情報コミュニケーション技術が飛躍的に進展した現在では、県立図書館が資料提供のための資料集積基地を持ち、県民が必要とする資料を迅速に提供できれば、県民は県立図書館がどこにあるのかを意識しなくても県立図書館サービスを利用することができます。

このため、昭和52年当時のように県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するという地域分担の考え方よりも、これからの社会や時代の状況に対応した県立図書館全体としての機能を一層強化することが重要な課題となっています。

*5 『これからの時代に求められる千葉県立図書館運営の在り方について』

(平成19年1月)

*6 『今後の千葉県における図書館の方向性について(意見)』(平成21年6月)

第2章 千葉県の図書館をめぐる状況

第1節 図書館をとりまく社会状況の変化

近年、図書館をとりまく状況は、大きく変化しています。地方分権の推進に伴い、県と市町村との役割分担を明確にすることが求められており、資料の貸出しなど住民への直接的なサービスは、住民の身近にある基礎的自治体である市町村が担い、広域的自治体である県は広域的なサービス、市町村職員対象の研修事業や連絡調整事務、市町村で行うことが困難又は不適當なもの等を担うべきと考えられます。

インターネット等情報通信技術の急速な普及・進展は、地域間の情報格差を少なくし、図書館利用者の利便性を向上させました。今後は、図書館に来館しなくても様々な情報を有効に活用できるようにするとともに、資料のデジタル化や電子書籍など、図書館界や出版界における新たな状況にどう対応していくかが課題となっています。

複雑で変化の激しい現代社会の中で、私たちは様々な課題に直面しています。その中でよりよく生きていくためには、豊富な資料や情報入手して自らの判断に資することが重要です。図書館は、単に本を貸し出すだけの施設ではなく、資料や情報の探し方を案内し、調べものの相談に応じ、地域や住民の生活上の課題解決に必要な情報を積極的に提供する施設としての役割が求められています。

また、高齢社会は人々の生涯学習や余暇を支える重要な社会教育施設として図書館の存在意義を大きくしているとともに、未来を担う子どもたちに対しては、読書が人間形成に重要な役割を果たしていることを踏まえ、読書環境の整備と読書活動の推進に努めていく必要があります。

第2節 現状と課題

1 県内図書館

(1) 県民の読書環境に関する自治体格差

都市部を中心に、新たな地域図書館が設置されるなど、県民の読書環境が向上する一方で、県の東部地域や南部地域における市町村立図書館の設置率は全国的に見ても低く、県内市町村の3割は、図書館が未設置^{*7}であり、県民の読書環境は地域による格差がまだまだ大きい状況です。

(2) 書庫狭隘化による膨大な資料廃棄

市町村立図書館では、限られた収蔵スペースで新鮮な蔵書を維持するた

*7 「日本の図書館2009」（日本図書館協会刊行）の調査では、町村の図書館設置率は千葉県が全国最下位（平均53.1%）でした。また、図書館設置自治体での1人当たりの個人貸出冊数は最大23冊、最小1冊未満という結果でした。（「千葉県の図書館2010」千葉県公共図書館協会刊行）

め、所蔵する資料を適宜除籍しています。千葉県公共図書館協会の調査によると除籍されている図書は年間約45万冊*になります。必要な図書が県内の図書館にない場合は、国立国会図書館や他都道府県の図書館から取り寄せることになりますが、経費も時間もかかります。県民がいつでも必要な資料を簡単に利用できるように、県立図書館で所蔵していない資料は、県内で最低1冊は保存する体制づくりが必要です。

(3) 散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化

千葉県に関する様々な資料は、千葉県の文化的財産です。しかし、官公庁刊行物や自費出版物など出版情報の得難い資料も多く、散逸することが懸念されます。市町村立図書館では自治体内の資料を収集し、文書館や博物館等も資料を所蔵していますが、これらの所蔵情報を一括で検索できる手段がありません。

将来にわたり、千葉県に関する資料を伝えていくためには、国内外すべての千葉県に関する資料や情報を収集、整備し、情報提供する調整役が必要です。県民がいつでも千葉県資料の文字・画像データを検索・閲覧できるよう、デジタル化やインターネットでの公開を推進する情報整備の拠点として、県立図書館は最適です。

(4) 専門的職員の研修と育成

これからの図書館職員は、図書館が住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料を提供し、住民の生活上の問題解決に必要な情報を提供する施設として、課題解決・調査研究への積極的な支援が求められていることをしっかりと認識し、必要なスキルを身につけることが大切です。

県立図書館では、県内市町村立図書館等職員の資質向上を図るための研修を実施していますが、多様化する社会の中で、地域の課題や利用者のニーズに対応した図書館サービスや先進的な取組など、更に充実した研修を体系的に実施することが不可欠です。

2 県立図書館

このような県内図書館の状況を踏まえると、これからの県立図書館には次のような課題があります。

(1) 資料収集分担の明確化

県立図書館では、県民の多様な資料要求に応えられるよう、市町村立図書館や類縁機関等との収集分担に努めるとともに、県立図書館3館の中でも「緩やかな収集分担」を行い、西部図書館では自然科学・医学・工学系を、東部図書

*8 「千葉県の図書館 2010」（千葉県公共図書館協会調べ）

館では歴史や文学系を、中央図書館では他の2館で収集していない社会科学系の分野等の専門書を主として収集しています。また、中央図書館では、千葉県関係資料の全県的で網羅的な収集を担ったり、子どもの読書活動支援の中核的な拠点として、児童資料を集中的に収集したりする等、特色ある蔵書構築を行っています。

今後、県立図書館の専門的な調査相談機能を向上させるためには、これらの資料収集分担を明確化することが必要です。

(2) 市町村立図書館、学校図書館への支援強化

電算システムやインターネットの発展による情報ネットワークの整備と全市町村への図書館協力車の毎週巡回により、図書館のネットワーク化が進み、一部の県立高校にも図書館協力車が巡回するようになりました。今後とも、図書館ネットワークを維持し、更に充実していく必要があります。

また、子どもの読書活動を推進するためには、県立学校への調査相談、情報提供、物流支援、人材支援(ボランティア支援を含む)を進めるとともに、市町村立図書館と学校図書館との連携協力を基本とし、必要に応じて、市町村立図書館等を介した間接的な小・中学校等への支援を行うことが課題です。

(3) インターネット活用による非来館型サービスの充実

図書館に来館しなくとも図書館のサービスが受けられるようインターネットを積極的に活用したサービスの充実を図る必要があります。

県立図書館のホームページでは、調査相談のメール受付や貴重な千葉県資料の文字・画像データの公開、千葉県関係の雑誌や新聞の記事索引、テーマ別文献案内などを掲載していますが、所蔵資料のデジタル化の推進や電子書籍の段階的導入などコンテンツの充実やホームページのリニューアル等により、いかに使いやすいサービスとして利用の拡大を図れるかが課題となっています。

(4) 図書館利用に障害のある県民に対する支援

高齢者、図書館の資料や施設の利用に障害のある方、日本語を母語としない外国人居住者等に配慮し、個々の状況に応じたサービスの提供を進めていく必要があります。また、障害のある方等が身近な市町村立図書館を利用しやすくなるように市町村立図書館職員等を対象とした講座や研修などの事業を企画・実施できる体制づくりも必要です。

(5) 県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化

県民の資料や情報に対する要求は、ますます多様化・高度化してきています。これらに応えるために、学術的な専門資料・研究情報を有する県内大学図書館や専門図書館、博物館等類縁機関とのネットワーク化や積極的な情報交換ができる環境整備が必要です。

(6) 県立図書館の司書の確保と育成

以上の課題を解決するためには、専門的な知識と経験を持つ司書が不可欠です。特に県立図書館の司書は、市町村立図書館では解決できない調査相談、市町村立図書館からの運営相談などに対応するとともに、社会の変化や地域の課題に対応した先進的な事業や広域的な観点からの図書館活動を積極的に展開するとともに、市町村立図書館職員の研修等を通じ普及に努めることが必要です。

今後、県内全域の図書館活動を充実していくためには、県内市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、博物館等類縁機関、県関係機関と連携・協力を図りながら、県民の調査相談、生涯学習、課題解決支援を推進していくための企画と事業実施、市町村立図書館職員等の研修ができる県立図書館司書の確保と育成、資質向上が喫緊の課題です。

(7) 利用促進のための広報活動の充実

県民の生涯学習を支援していくためには、市町村立図書館の特色や事業を紹介するなど、県全体の図書館のイメージアップや利用の促進を図ることが大切です。また、県立図書館は県民にとって必ずしも身近な図書館ではないため、県立図書館の役割や機能を知らせる広報、啓発事業を企画・立案し、実施する必要があります。

(8) 中央図書館の耐震化・老朽化、書庫狭隘化、カウンターの分散

中央図書館は、県の中心地にあり、県庁に近いことなどから、市町村立図書館支援をはじめとした県立図書館機能を果たす上で中核となる施設です。耐震診断結果や施設の老朽化による利用者の安全確保が急務であるとともに、現施設の有効利用、県立図書館の機能強化の観点からも、施設のリニューアルが必要です。特に、書庫狭隘化対策、来館者への迅速な対応のためのワンストップサービス^{*9}、高齢者等の利用に配慮したバリアフリー化への対応策が必要となります。

*9 一度の手続で、必要なことすべてを完了できるように設計されたサービスのこと。

第3章 これからの千葉県立図書館

第1節 基本理念

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館等と連携・協力して読書環境の整備に努めます。

情報通信技術の進展や電子書籍など新しいメディアの普及など、社会の変化に迅速・的確に対応する図書館として、市町村立図書館と県立図書館の役割の明確化を図りながら、中央・西部・東部図書館の3館が密接に連携し、県立図書館全体として機能強化を図ります。また、県内図書館ネットワークの中核として、県民の身近な市町村立図書館等の活動充実に向けた積極的な支援に努めます。

すべての県民の読書生活がより豊かになるように支援していきます。

特に、子どもにとっての読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

近年、テレビやインターネット、携帯電話など様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化などにより、文字・活字離れを指摘する声も聞かれますが、子どもは読書により、広い世界を知り、知識を得たり、考えを深めたりすることができます。また、こうした体験を通じて、主体的に考える力、豊かな感性や表現力、思いやりの心などを身に付けることができるなど、読書は子どもの生きる力を養い、子どもの成長にとって極めて重要な役割を果たしています。

県立図書館は、未来を担う子どもたちの読書活動を推進するセンター館として、家庭、市町村立図書館、学校等における子どもの読書活動を積極的に推進し、「教育立県ちば」の土台作りとなる「読書県ちば」を実現する図書館を目指します。

これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらずに地域や住民にとって必要な情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点になることが求められています。

県立図書館は県民が自ら学び、考えるための情報拠点として、地域社会や個人が抱える様々な課題を解決するために必要な資料・情報を的確に提供します。

また、すべての県民が図書館サービスを利用できるようインターネットを活用した非来館型サービスや図書館の利用に障害のある県民に対するサービスを充実させるとともに、市町村立図書館のモデルとなるような先導的な事業を実施し、普及を図ることで県下全域の図書館の充実に努め、県民の役に立つ図書館を目指します。

県立図書館がこれまで長い年月をかけて収集してきた千葉県に関する資料には、歴史的、文化的な価値を持つ貴重な資料が数多くあります。これらの資料を将来にわたり県民が利用できるよう確実に保存していく必要があります。

県立図書館は千葉県に関する様々な資料を収集整備するとともに、千葉県に関する情報窓口として、誰もが千葉県を知り、学ぶことができるよう資料・情報の紹介や探索ツールの充実に努めます。また所蔵する貴重資料のデジタル化を進め、インターネットを通じて発信するなど、ちばの文化を継承し未来へつなげ、新しい「ちば文化」を創造する図書館を目指します。

こうした取り組みを通じて県立図書館は、過去から蓄積された千葉県の叡智を未来につなげ、広く県民へ提供する千葉県の情報拠点となります。

第2節 県立図書館の役割と機能

1 市町村立図書館充実のための支援強化

県民にとって一番身近な図書館である市町村立図書館は、それぞれの地域の課題や住民の要求を的確に把握し、資料・情報の提供や課題解決の支援を行うなど、様々な活動を展開する情報拠点として重要な社会教育施設です。

県立図書館の第一の役割は、市町村立図書館が住民の生涯学習と地域の発展を支える情報拠点としての機能を十二分に発揮し、充実した図書館サービスが行えるよう市町村立図書館を支援することです。

県内図書館間の情報・物流ネットワークの強化、新しい図書館サービス実施のための職員研修プログラムの開発・実施、市町村立図書館等では収集し難い資料の収集、提供、保存、市町村立図書館等からの運営相談の充実等により、県内全域の図書館サービス体制の強化・充実を目指します。

また、図書館が設置されていない市町村に対しては、各市町村の求めに応じたきめ細かな対応により公民館図書室等読書施設を活性化させるとともに、図書館設置の支援をしていきます。

(1) 県内図書館ネットワークの中核的機能の強化

ア 県立図書館では、県立図書館や市町村立図書館の資料を、図書館協力車により県内全域の図書館等へ搬送するためのネットワークを確立しています。

また、県立学校や大学図書館への資料搬送にも取り組んでいるところです。

今後も、搬送方法等について改善を加えながら、資料搬送の充実、迅速化と一層の効率化に取り組めます。

イ 県立図書館と市町村立図書館等の所蔵資料が同時に検索できる情報ネットワークシステムには、県内の全市町村立図書館等と千葉大学附属図書館が参加し、ホームページで所蔵検索が可能となっています。

今後は、類縁機関等参加対象館の拡大や、より使いやすいシステムへの改良に努めます。

ウ 県立図書館が、県内図書館ネットワークの中核として機能するために、県内公共図書館等で組織する千葉県公共図書館協会との連絡調整を更に強化し、職員相互の連携・協力、図書館運営の向上を目指すための調査研究を進めます。

エ 県内の大学図書館や専門図書館、博物館、文書館等の類縁機関とのネットワークづくりを推進します。また、国立国会図書館を始め他都道府県の図書館、日本図書館協会等の図書館関係団体との協力・連携をより一層推進します。

(2) 市町村立図書館への運営支援

ア これからの図書館に求められている課題解決支援サービスやIT化、電子書籍への対応、障害者サービスなど社会の変化に対応した図書館サービスを、県立図書館が先導的に実施し、市町村立図書館等の運営を支援します。

イ 県立図書館が所蔵する専門的資料を提供するとともに、市町村立図書館等で解決できなかった専門的なレファレンスサービスを提供します。

ウ レファレンス事例や調べ方案内(パスファインダー^{*10})等の提供、研修等を通じて、市町村立図書館等のレファレンスサービスの一層の充実に努めます。

エ 市町村立図書館等の求めに応じ、運営相談や課題の分析・解決策の助言、情報提供を行い、市町村立図書館等の活性化、適正なサービスの提供がされるよう支援します。

(3) 新しい図書館サービス実施のための職員研修プログラムの開発・実施

ア 図書館は、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料や住民が必要とする情報を提供することが求められています。

また、情報通信技術の進展により、図書館サービスの在り方も大きく変化しており、こうした状況を図書館職員がしっかり認識し、図書館サービスの向上に取り組むことが大切です。

県立図書館は、県内公共図書館全体のサービスの維持・向上に向け、市町村立図書館等職員の能力の開発・向上を図るため、図書館職員の研修センターとしての機能を果たします。課題解決のための的確な情報提供や子ども読書の推進、IT化への対応等、時代に対応した図書館サービスのための職員研修プログラムの開発や体系的・実践的な研修の実施に努めます。

イ 研修の実施に当たっては、従来の集合研修にインターネットを活用した遠隔教育を組み合わせ、関係機関との連携、研修の評価など、より効果的・効率的な方法を研究していきます。

ウ 県立図書館のサービスを維持・向上するため、長期的な視点に立ち、専門的職員(司書)の確保に努めます。また、先進的な取組等の調査・研究・開発を率先して行い、学んだ知識や経験を市町村立図書館に提供することができる職員を育成します。

*10 あるテーマや話題について資料や情報を探したいときの参考に、手始めとなる基本資料の一部や、調べ方を紹介した手引き。

(4) 図書館未設置市町村への支援

ア 図書館が設置されていない市町村に対しては、求めに応じて他市町村の取組状況などの情報を提供し、図書館の設置に向けて必要な支援を行うとともに機運の醸成に努めます。

イ 公民館図書室等の読書施設に対しては、更に積極的に資料・情報の提供や運営相談を行い、当該市町村の住民への図書館サービスがより一層向上するよう支援します。

(5) 市町村立図書館で収集し難い資料の収集、提供、保存

ア 教養、趣味・娯楽・実用書や身近な調べものに必要な資料を収集、提供する市町村立図書館等に対し、県立図書館では調査研究に必要な専門性・学術性の高い資料、官公庁刊行物など一般には入手しにくい資料を中心に収集、提供し、市町村立図書館等との役割分担を明確にしていきます。

イ 県内公共図書館の最終保存館として、県立図書館の蔵書とともに、県立図書館が所蔵しない市町村立図書館等資料を含めて、県内で最低1冊は保存する体制づくりを進めます。

なお、今後のIT化の進展を踏まえ、資料保存の在り方について研究を進めます。

ウ 蔵書の管理については、効率化、省力化を考慮し、自動化書庫の導入を検討するとともに、劣化資料のマイクロフィルム化やデジタル化による保存を進めていきます。

② 県民の役に立つ資料・情報提供サービスの普及

これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらずに地域や住民にとって必要な情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館、地域の課題解決を支援し地域の発展を支える情報拠点になることが求められています。

県立図書館の第二の役割は、必要とされる多様な情報を的確に提供したり、充実した調査研究支援を行ったりすることにより、県民や地域、行政が抱えている法律、医療の問題、まちづくりなどの課題を解決するための支援を先導して行うことです。

市町村立図書館等では対応が困難なレファレンスサービスや専門的な資料を県立図書館が提供することで、県民は県内どこに住んでいても求める資料や情報を入手できます。そのため、県立図書館では、商用データベースやネットワーク情報資源の活用、調べ案内(パスファインダー)等の作成や積極的な情報発信を推進します。

また、すべての県民が図書館サービスを利用できるよう、インターネットを活用した非来館型サービスや図書館の利用に障害のある県民に対するサービスを充実させ、図書館利用のバリアフリー化を進めます。

このような課題解決支援サービスや障害者サービスの先進的な取組等を、県内市町村立図書館等に普及していくことも、県立図書館の大きな役割です。

(1) 県民の課題解決に対する支援

ア 県民の課題解決、自己実現の支援のために、生活の困りごとなどに対応する法律・判例情報提供サービス、雇用や起業のための産業・経済情報提供サービス、県民の関心の高い健康・医療、環境の情報提供サービスなど、図書館に求められている課題解決支援サービスを行政機関や関係団体と連携・協力して先導的に行います。

イ 課題解決サービスの充実を図るため、ホームページ上でレファレンス事例集を紹介したり、調べ案内(パスファインダー)やリンク集を作成したりします。

ウ 県内市町村立図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館等とのレファレンス協同ネットワークを構築し、県民の課題解決に役立つ専門的なレファレンスサービスを迅速に提供します。

エ 県内の様々な施設・団体等との連携・協力を図り、法律、医療、時事問題などの学習機会や学習活動の場を提供し、県内市町村立図書館への普及を図ります。

オ 商用データベースの積極的な導入とともに、利用者向けの図書館利用法や各種データベースの利用方法等、情報検索技術のガイダンスを充実します。

カ 市町村立図書館等が課題解決支援サービスに取り組めるように、研修会での普及、講座等の開催を支援します。

(2) 障害者サービス等

ア すべての県民が利用しやすいように、施設面及び情報面でのバリアフリー化を推進します。

イ 図書館に来館しなくても、県立図書館のサービスが利用できるよう、ホームページのデザインと機能をリニューアルし、使いやすいものに改善します。

ウ 視覚障害者や活字による読書が困難な利用者に対しては、対面朗読の実施、録音図書やDAISY^{*11}の収集、製作の充実に努めるとともに県内市町村立図書館等への普及を図ります。

エ 録音図書やDAISYを製作するボランティアを養成するための講座、障害者サービス普及のための研修会等を開催し、障害者サービスの充実に努めます。

オ 高齢社会に対応し、高齢者や高齢者に関わる人が生活の中で直面する諸課題に対応した資料や情報の提供など、高齢者サービスの開発に取り組みます。

カ 県内に在留する外国人や日本語を母語としない県民に対しては、英語、中国語、韓国・朝鮮語等を中心に外国語資料を収集、提供するとともに、必要な情報を提供できるようサービスの充実に努めます。

キ 県民が、障害者サービス等を身近な市町村立図書館等を通じて受けられるよう、図書館職員の研修会などでの普及に努めます。

(3) 政策立案のための行政関係への支援

ア 県庁各課・機関の求めに応じて、政策決定や行政事務に必要な資料や情報の提供・紹介に加え、調べ案内(パスファインダー)の作成など、積極的な情報提供に一層努めます。

イ 地域主権や少子高齢社会における千葉県づくり(まちづくりや地域づくり)に県民が行政と協働して取り組めるよう、地域の諸課題に関する理解を深め、課題解決を支援するために必要な資料・情報の提供や調べものを行う地域支援サービスの推進に努めます。

ウ 市町村立図書館等における地域支援サービスの開発に、研修や運営相談を通して取り組みます。

*11 デジタル録音図書 (Digital Accessible Information Systemの略) 、専用機器の使用により聞きたいページや項目を瞬時に探すことができる。

③ 未来を担う子どもたちの読書活動の推進

「教育立県ちば」の土台づくりは、読書県「ちば」の実現を目指した子どもの読書活動を推進することから始まります。「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの^{*12}」であり、家庭においてもその推進が図られる必要があり、図書館は家庭教育の向上に資することが求められています。

家庭における読書活動の支援や充実を図るためには、読書の大切さについて県民の理解と関心を深める必要があります。また、公共図書館では、子どもたちに豊富な図書を提供したり、子どもの読書活動に係る団体への支援を行うことにより、地域における子どもの読書活動を推進します。学校は子どもの読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っており、子どもたちが進んで読書に親しむことができる環境づくりが大切です。

県立図書館の第三の役割は、未来を担う子どもたちの読書活動を推進する県内公共図書館のセンター館として、「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を率先して展開し、家庭、市町村立図書館、学校等における子どもの読書活動やこれに係るNPO、ボランティアの活動を推進することです。

特に、市町村立図書館等の児童サービスを支援するため、児童資料の一層の充実・提供に努めるとともに、児童サービスの専門的知識や技術を有する職員を育成・配置します。

また、学校図書館との連携を更に強化するとともに、子どもの読書活動に携わる人や関係機関との連携・協力により、子どもの読書活動を推進します。

(1) 子どもの読書活動推進のセンター館機能の強化

ア 中央図書館の児童資料室で行っている子どもへの直接的なサービスを通じて得た調査・研究の実績を踏まえ、市町村立図書館等の児童サービスを支援するとともに、職員研修会の開催、運営相談などを積極的に行います。

イ 家庭での読書の大切さについて啓発し、子どもの本に関する情報提供に努めるとともに、子ども読書活動を支える読み聞かせボランティア等の活動の充実とボランティア育成を図るなど、家庭における読書活動を推進します。

ウ 児童サービスや児童資料に関する専門図書の充実、調査研究事業の実施、子どもの読書活動に携わる人や機関との連携協力の推進など、県内の児童サービスのセンター館として積極的な取り組みをしていきます。

*12 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条

エ 中学生・高校生のヤングアダルト世代に向け、進路や就職を始め、10代に出会う多様なテーマや生き方を、読書を通じて支援するヤングアダルトサービス^{*13}の開発に取り組みます。

(2) 学校図書館との連携・支援

ア 学校図書館との連携・支援を更に進めるために、学校向けの貸出用資料を新たに整備するなど、資料の充実に努めていきます。

イ 県立高等学校や県立特別支援学校の図書館については、総合的な学習の時間や各教科における学習も含め、学校図書館の活動を支援する資料の提供や協力レファレンスを推進するため、物流ネットワークの整備に努めます。

ウ 小・中学校の図書館については、市町村立図書館等と連携・協力して資料の貸出しやテーマ別リストの作成、協力レファレンス、運営相談に応じることにより、小・中学校における子どもの読書活動の一層の推進に努めます。

*13 おおむね12歳から18歳までの青年期の利用者に対する図書館サービス

4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

千葉県関係の地域資料は、歴史的、文化的な価値を持つとともに、県民の日々の暮らしや仕事、地域のまちづくりにおける様々な取組や課題解決に必要な資料・情報の知の宝庫です。

県立図書館の第四の役割は、これらの千葉県や県内市町村に関する資料を網羅的に収集・保存し、将来にわたって利用できるようにしておくことです。

県立図書館は、千葉県に関する情報窓口として、貴重資料のデジタル化、千葉県関係の新聞・雑誌の記事索引等検索ツールの作成、博物館や文書館等との連携・協力を進め、誰でもが千葉県を知り、学ぶことができるポータルサイト^{*14}としての役割を果たし、新たな「ちば文化」の創造と情報発信の拠点を目指します。

(1) 千葉県関係資料の網羅的収集、提供、保存

ア 千葉県関係の様々な資料や県民の著書などを網羅的に収集するとともに、関係部署・機関と連携して千葉県行政資料を系統的かつ計画的に収集整備し、保存に努めます。

イ 千葉県に関する図書、新聞・雑誌など印刷された資料に加え、インターネット上の様々な情報を活用して、県民の調査相談に応えられるよう、情報検索機能を充実します。

ウ 千葉県関係の調べ案内(パスファインダー)やリンク集、新聞・雑誌記事索引、人名索引等、千葉県関係の情報探索ツールの充実を図り、千葉県からの情報発信に努めます。

エ 県立図書館の情報検索の仕組みに加え、市町村立図書館等が作成する千葉県関係の調べ案内(パスファインダー)やデータベース等の情報探索ツールを合わせて、ちばを調べる仕組みの構築に取り組みます。

オ 将来にわたり県民が利用できるよう資料の劣化を防止するために、原資料の適正な保存に努めるとともに、著作権に留意して、資料のマイクロフィルム化やデジタル化をより一層進めます。

*14 インターネット上の様々な情報やサービスにアクセスするための入り口となるウェブサイト。インターネットに接続した際に最初にアクセスする。分野別に情報が整理され、リンク先が表示されている。

(2) 関係機関と連携した地域デジタル情報の収集・発信

ア 県立図書館が所蔵する千葉県関係の豊富な資料や貴重資料のデジタル化をより一層推進し、インターネットを通じて発信します。

イ 県立図書館が集積した千葉県関係の資料や情報を発信・公開し、広く利用できるよう関係機関と連携や研究をしていきます。

5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進

県立図書館の第五の役割は、社会の変化に対応した新しい図書館サービスを推進することです。特に情報環境の急激な変化には、電子書籍などの新しいメディアを積極的に取り入れて、従来の紙媒体の蔵書と組み合わせて提供するハイブリッド化^{*15}への取組が重要で、それを十分に活用できる職員も必要です。

また、新しい図書館サービスを推進するとともに、図書館の危機管理を高めるために、県立図書館は県民や市町村立図書館等の視点に立った図書館サービスの調査・研究開発を行い、運営コストの削減や司書の適正配置など効果的・効率的な図書館経営を行うとともに、県内市町村立図書館等の経営に資するための情報を提供します。

さらに、県立図書館の経営においては、今後も利用者への情報提供や広報を積極的に行うほか、県立図書館サービス指標及び数値目標を設定し、その達成状況等の第三者評価を実施します。

(1) ITを活用したハイブリッド図書館

ア 収集・保存する資料は、紙媒体の資料、視聴覚資料とともに、今後は自館資料のデジタル化や電子書籍など、多様な媒体を組み合わせる、いわゆる“ハイブリッド型図書館”への整備を進めることにより、より豊富な資料を利用者に提供します。

イ 電子書籍については、今後急速に普及することが見込まれています。従来の図書のように図書館に来館しなくても利用することができ、保管のための場所も不要であるなどの利点がありますが、著作権の問題や出版点数、また、パソコンを活用しないと利用ができないことからすべての県民が利用できないなどの課題もあります。今後は、これらの課題を検討するとともに、国や出版界の動向を踏まえながら、サービスの段階的实施に向けた検討を進めていきます。

ウ 携帯機器を始め情報通信端末など最先端の情報ツールを活用するとともに、積極的な商用データベースの導入を進め、市町村図書館等では解決し難い専門的なレファレンスサービスに迅速に対応できるようにしていきます。

エ 博物館や文書館など千葉県関係の資料・情報を保有・提供している類縁機関の所蔵資料や情報が一度に調べられるよう、各施設・機関と連携・協力しながら、仕組みづくりについて検討していきます。

*15 従来の図書等の印刷媒体とインターネットや電子書籍などの電子媒体を組み合わせ利用できるようにすること。

(2) 新しいサービスやサービス評価方法等の調査・研究開発

ア 先進的な事例の収集、調査・研究、図書館が抱えている課題についての調査・分析を通して、市町村立図書館等からの求めに応じた助言や提案を行います。

イ 県立図書館が率先して先進的な図書館サービスを試行し、市町村立図書館等への普及を図るなど、県内全域の図書館サービスの発展・向上に努めます。

ウ 図書館関係団体等と連携・協力し、サービスの評価方法の調査・研究開発に努めます。

(3) 県民に開かれた図書館経営

ア 図書館が地域や住民の課題解決に役立つ機関であることや図書館活動の意義など、図書館に対する県民の理解と関心を高め、新たな利用者の拡大を図るため、広報誌等の定期的刊行やインターネットによる情報発信などを積極的・戦略的に行います。

イ 図書館運営方針やサービス指標等を定め、図書館協議会の協力を得て、その達成状況について自己点検や評価を行うことにより、効果的・効率的な図書館経営に努めます。

ウ 図書館サービス指標については、県民のニーズを把握しながら県立図書館のサービスや運営の取組や課題を考慮し、適切な指標を選定し、数値化が可能な指標については数値目標を設定します。

エ 図書館における人的災害や自然災害等の危機を回避し、被害を最小限にとどめるよう予防策を講じ、関係機関等と連携して危機管理に努めます。

第3節 今後の図書館経営・施設整備の方向性

1 地域分担から機能強化へ

高度情報化社会において、県立図書館が県域の中核的な情報拠点としての役割を果たすためには、県内を4地域に分け各地域に県立図書館を設置するという従来の地域分担の考え方から脱却し、現在ある県立図書館3館の機能や業務を見直すことにより現有資産の持つ可能性を最大限引き出し、県立図書館全体の機能強化を図る必要があります。

このため、各県立図書館は、今後、以下の機能を強化するための図書館運営を行います。

(1) 県立中央図書館

県立中央図書館は、県立図書館サービスの中核館として以下の機能を強化します。

- ア 県立図書館サービス全体の調整と企画を担う機能
- イ 県内公共図書館ネットワークのセンター館としての機能
- ウ 県内子どもの読書活動推進センター館としての機能
- エ 千葉県関係資料・情報収集提供サービス機能
- オ 先進的図書館サービスの調査・研究機能
- カ 県民の課題解決支援サービス機能
- キ 県下全域の市町村立図書館職員等の研修センター館としての機能

(2) 県立西部図書館

県立西部図書館は、県立図書館のサービスを市町村立図書館や県民に普及するため以下の機能を充実します。

- ア 先進的図書館サービスの企画・実施及び地域への普及機能
- イ 県民の課題解決支援サービス及び地域への普及機能
- ウ 市町村立図書館職員等の地区別研修センター館としての機能

(3) 県立東部図書館

県立東部図書館は、県立図書館のサービスを市町村立図書館や県民に普及するとともに、特に地域の小規模図書館等への支援を中心的に行うため以下の機能を充実します。

- ア 地域の小規模図書館や図書館未設置市町村読書施設への支援機能
- イ 先進的図書館サービスの企画・実施及び普及機能
- ウ 県民の課題解決支援サービス及び地域への普及機能
- エ 市町村立図書館職員等の地区別研修センター館としての機能

図書館の管理運営については、平成15年の「地方自治法の一部を改正する法律」で指定管理者制度が創設されたことにより、指定管理者制度の導入も可能となりました。

しかし、平成21年の調査^{*16}によると指定管理者制度を導入している都道府県立図書館は全国で2館のみで、その業務の範囲も施設管理や一部の業務に限られています。

県立図書館の役割は、県内図書館ネットワークの推進、市町村立図書館等への支援、図書館未設置市町村の図書館設置促進の助言・援助など、県内市町村や関係機関との広域的・長期的視野に立った連携・協力が必要な業務であり、県が直接行うべきものです。

また、社会の変化に対応した先進的な図書館サービスやその評価方法の調査・研究、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施は、図書館活動の最先端を行くもので、大学や関係機関等とあらたに開発していくべきもので、このような能力・経験を持った司書の継続的な確保を考えると、指定管理者制度の導入は難しいと判断し、県が直接管理運営することとしています。

今後は、図書館の専門的職員である司書が県の役割やその知識経験を踏まえ、県内市町村図書館の支援や先進的な取組などによりや充実したサービスを提供するとともに、業務の見直しや効率化を図りながら、県内の図書館活動充実のため、リーダーの役割を果たしていきます。

2 中央図書館の施設整備

県立図書館サービスの中心となるのは県立中央図書館です。しかし、中央図書館は昭和43年に竣工した建物で既に43年を経過し、施設の老朽化が著しいだけでなく、平成18年度に実施した耐震診断でIs値^{*17}0.25と診断され、耐震改修工事が喫緊の課題となっています。

また、施設の狭隘化は、社会の変化に対応した県立図書館の役割を果たす上で重要な、新たなサービスの展開を困難なものにしています。

書庫の収蔵能力も既に限界を超え、西部・東部図書館へ約30万冊の図書や雑誌を移動せざるを得ない状況です。IT化が急速に進展することが見込まれる中、所蔵資料のデジタル化や電子書籍の導入についても段階的に取り組んでいきますが、図書館のIT化の現状は、図書を直ちに廃棄できるほど進展しておらず、また、すべての県民がIT化に対応できる状況ではありません。

以上のことから、利用者の安全確保と適正な運営に必要な施設面における対応が急務となっており、こうした状況を早急に解消するため、中央図書館の改修

*16 「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について」（日本図書館協会 2009年）

*17 建物の耐震性能を表す指標。安全値は0.6以上

を行う必要があります。

なお、現存する施設設備の改修には限界があるため、今後、専門家による検討結果によっては、全てが可能とは限りませんが、県立図書館サービスの中核館としての機能が十分に発揮できるよう、おおむね次のような施設整備を目指します。

(1) 施設改修

- ア 利用者の安全確保のための施設の耐震化
- イ 老朽化した冷暖房・照明設備や雨漏りの解消
- ウ 障害者や高齢者等誰もが利用しやすいバリアフリー化の推進
- エ 資料保存のための書庫スペースの拡充

(2) 館内整備

- ア 利用者が1か所ですべてのサービスが受けられる(ワンストップサービス)など円滑で効率的なサービスを実現するための館内配置の見直し
- イ インターネット利用環境の改善に伴う施設面の対応
- ウ 講演会、研修会、おはなし会等を行うための多目的室の整備
- エ 貴重資料の展示や様々なテーマの企画展等を行える展示ギャラリーの整備

(3) 書庫

書庫については、収蔵能力の限界を超えているため、新たな整備が必要です。所蔵資料のデジタル化や電子書籍の導入を段階的に進めますが、現状は紙媒体の資料、視聴覚資料が中心であり、新しい書庫が整備されるまでの間は、3館で工夫して県民の財産である資料の適正な保管に努めます。

書庫の整備にあたっては、資料出納時の効率化資料保存機能を強化するために、高密度な収蔵能力が提供できる自動化書庫の導入も含めた検討を行います。

3 必要に応じた見直し

今回策定した(仮称)「千葉県立図書館の今後の在り方」は、県立図書館が果たすべき役割や機能を明確にし、これからの時代にふさわしい県立図書館の在り方を再構築したものです。

今後も、社会状況の変化等に対応した新しい時代における図書館の経営とサービス、IT化・電子書籍や市町村支援への対応など、県内図書館活動の先導役としての県立図書館の在り方を検討し、5、6年毎に見直していきます。